

富山県環境科学センターにおける科学研究費助成事業の研究実施規程

平成 28 年 3 月 15 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、富山県環境科学センター（以下「センター」という。）が行う研究のうち、科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果を挙げるとともに、その普及を図ることを目的とする。

(研究者)

第 2 条 この規程において「研究者」とは、センターにおいて研究活動に従事する全ての者をいう。

(研究計画の策定)

第 3 条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し申請する研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを所長に提出し、承認を得るものとする。

(研究の実施)

第 4 条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第 5 条 研究者は、科研費により行った研究については、当該研究の研究成果について、所長の了承を得た上で公表するものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 6 条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを所長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書の取りまとめは所長の指名する研究者、補助金の経理管理等の事務は総務課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 センター及びセンターに所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月15日から施行する。